

## ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアは去る2月24日、外交による問題解決を模索した国際社会の努力を踏みにじり圧倒的な軍事力を持ってウクライナへの軍事侵攻を開始し、理不尽な軍事行動を展開している。これによってウクライナ国民の生命、身体、財産が著しく脅かされ、子どもを含む多くの国民の犠牲が増え続けている。また150万人を超える多くの難民が生じている。さらに、ロシア政府は自国内での反戦運動を力で弾圧し、ロシア国民の人権をも侵害している。

ロシアによる軍事侵攻は、領土の一体性の侵害と武力の行使を禁じた国連憲章及び国際法に明確に違反するものである。このような力による現状変更の試みは、相互理解と信頼構築によって平和を希求する日本国民および国際秩序への明らかな挑戦であって、断じて許されるものではない。

さらに、ロシアは、核兵器禁止を求める世界の人々の願いを無視して核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発は、すべての人類と文明社会への挑戦というほかなく、唯一の被爆国である日本国及び非核宣言都市である小郡市としては断じて看過できない。加えて、稼働中の原子力発電所を攻撃、占拠する暴挙に及び、いよいよ国際社会への脅威を増幅させている。

よって、小郡市議会は、ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、ロシアに対し、軍を無条件で即時に撤退させることを強く求める。また、日本政府に対しては国際社会と緊密に連携し、問題解決に積極的に関与するとともにウクライナに滞在する邦人の保護に全力を尽くし、人道的な観点からウクライナの人々に対する必要な援助に取り組むことを求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

福岡県小郡市議会